二　年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答のために必要となるその請求を行う者に関する確定拠出年金法第四十八条の三の規定による同法第四十八条の二の情報の収集、整理又は分析であって企業型年金を実施する事業主に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

三　年金である給付若しくは一時金を受ける権利に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査のために必要となるその届出を行う者に関する確定拠出年金法第四十八条の三の規定による同法第四十八条の二の情報の収集、整理又は分析であって企業型年金を実施する事業主に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

四　年金である給付又は一時金を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する確定拠出年金法第四十八条の三の規定による同法第四十八条の二の情報の収集、整理又は分析であって企業型年金を実施する事業主に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

五　年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六　年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答のために必要となるその請求を行う者に関する国民年金法第百三十七条の十五第二項第二号に掲げる業務として行う同法第百二十八条第五項の情報の収集、整理又は分析であって国民年金基金に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

七　年金である給付若しくは一時金を受ける権利に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査のために必要となるその届出を行う者に関する国民年金法第百三十七条の十五第二項第二号に掲げる業務として行う同法第百二十八条第五項の情報の収集、整理又は分析であって国民年金基金に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

八　年金である給付又は一時金を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する国民年金法第百三十七条の十五第二項第二号に掲げる業務として行う同法第百二十八条第五項の情報の収集、整理又は分析であって国民年金基金に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

87

法別表第一の七十七の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　年金である給付又は一時金に係る権利の裁定の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

三　年金である給付若しくは一時金を受ける権利に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

四　年金である給付又は一時金を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

五　年金である給付又は一時金に係る権利の裁定の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百三十七条の十五第二項第二号に掲げる業務として行う同法第百二十八条第五項の情報の収集、整理又は分析であって国民年金基金に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

88

法別表第一の七十七の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　確定拠出年金法第六十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二　確定拠出年金法第六十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の届出に関する個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　年金である給付又は一時金に係る権利の裁定の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四　年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

五　年金である給付又は一時金を受ける権利に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

六　年金である給付又は一時金を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五十六号

原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）の施行に伴い、及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第九十二条の二第四項の規定に基づき、原子力損害賠償支援資金事務取扱規則を次のように定める。

平成二十三年八月十日

財務大臣　野田　佳彦

原子力損害賠償支援資金事務取扱規則

（通則）

第一条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下「法」という。）第九十二条の二第一項に規定する原子力損害賠償支援資金（以下「資金」という。）の経理の手続については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（資金の受払い）

第二条　資金は、法第九十二条の二第二項の規定による繰入金をもって受けとし、同条第三項の規定による繰入金をもって払いとして経理する。

（資金受払簿）

第三条　経済産業大臣は、別紙書式の原子力損害賠償支援資金受払簿を備え、前条に規定する資金の受払いを登記しなければならない。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三十九　法第九十二条の二第三項の規定により、原子力損害賠償支援勘定において原子力損害賠償支援資金に属する現金を同勘定の歳入に繰り入れるとき

第三条第一項中「第三十八号まで」を「第三十九号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

三十五　前条第三十九号に掲げる場合には、払出科目として「原子力損害賠償支援資金」、受入科目として「何年度、文部科学省、経済産業省及び環境省所管エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定、歳入」

別紙書式

原子力損害賠償支援資金受払簿

年　月　日	対応科目	受　入　額	払　出　額	差引残高	備　考
		円	円	円	

○財務省令第五十七号

原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）の施行に伴い、及び国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、政府資金調達事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月十日

財務大臣　野田　佳彦

政府資金調達事務取扱規則の一部を改正する省令

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第一項の規定に基づいて」の下に「エネルギー需給勘定において」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二　特別会計に関する法律第九十四条第四項及び第五項の規定に基づいて発行する証券並びに同法第九十五条第一項の規定に基づいて原子力損害賠償支援勘定において発行する融通証券（原子力損害賠償支援証券）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。